



暮らしの情報ボックス

東川町幼児センター
臨時職員（保育者、栄養士及び調理員）の募集について

幼児センターでは、臨時職員（保育者、栄養士及び調理員）を募集します。希望される方は2月16日（金）までに申込みください。

社協通信

社会福祉協議会

温かい善意
ありがとうございます

12月16日から1月15日までに社会福祉事業にご寄付をいただきました方は、次のとおりです。

- 《ご香典の返礼にかえて》
南町3丁目 田中 兼子 様
北町3丁目 橋 恒男 様
東町2丁目 野口 尚岐 様
2 西 区 尾藤 一男 様
29 区 松原 志津 様

今月のくらしの相談日のご案内

町民のみなさんの困っていることなど、相談日を設けて毎月1回第3木曜日午後1時30分から午後4時まで社協相談室で相談に応じています。

2月15日 山口 佐知子

保健だより

栄養教室のお知らせ
食事の不適切な摂取、運動不足等によりおこる生活習慣病は年々増加が見られます。

お問い合わせ 旭川東税務署 ☎ 23 6291 / 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

憲法講座開催のお知らせ

人類の歴史の中で憲法が誕生した理由、憲法が国の土台と言われる理由など憲法についての学習会（東川9条の会）を開催します。

日時 2月25日（日）午後6時30分
場所 農村環境改善センター
講師 近藤伸生さん（弁護士）
テーマ 「日本国憲法の特徴」
・天皇制と国民主権をどう考えるのか
参加費 100円
お問い合わせ 千葉 ☎ / FAX 82 5365

都市建設課

落氷雪による事故にご注意ください

気温が温かくなると、屋根に積もった雪や氷、つららが落ちやすくなり、人身事故が発生する恐れがあります。事故を防ぐため、次のことにご注意ください。

厳冬の釣りに伴う事故防止

北海道北見市 厳冬期を迎え、釣りを行なう際には、海への転落事故や暖を取る際の一酸化中毒など、生命に関わる危険な事故が発生しやすくなります。事故を未然に防ぐため、次のことに注意して慎重な行動を心掛け、安全に釣りを楽しみましょう！

除去を行う。建物の壁面や窓、看板などに付着した雪や氷は常に点検し取り除く。危険な軒下は歩かない。落氷雪により危害を与えるおそれがあるときは、雪止めを設置する。屋根の雪や氷、つららは気温が上昇したとき、特にマイナス3度からプラス3度位になったときに落ちやすい状態になるため、早めに落とすようにしてください。



所得税の確定申告のお知らせ

所得税の確定申告と納税は、**3月15日(水)までです。**

消費税及び地方消費税は4月2日（月）まで

申告または相談は次の場所です

- 税務署が対応する会場
旭川北洋ビル9階（旭川市4条通9丁目）
※税務署内では申告相談会場を設置していません。
■期間 1月19日（金）～3月15日（木）
※土・日曜・祝日を除きます。

- 役場が対応する会場
役場庁舎1階 第1会議室
■還付申告及び相談期間
2月1日（木）～3月15日（木）
※土・日曜・祝日を除きます
■納付申告
2月16日（金）～3月15日（木）

- 申告はお早めに
申告期限間際になりますと、大変込み合いますので、お早めに済ませましょう。
- 確定申告書の作成はご自分で
「申告書の書きかた」「所得税の確定申告の手引き」等を参考に、ご自分で記載しましょう。また、作成した申告書は送付により提出できます。

送付先 〒070-0026 旭川市東6条1丁目2番15号 旭川東税務署

- 納税は振替で
税金の納付には、振替納税を利用させていただきますようお願いしています。

インターネット（国税庁のホームページ）をご利用ください

【<http://www.nta.go.jp/>】内にある「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。また、土地、建物をお売りになった方に、札幌国税局ホームページのアドレス【<http://www.sapporo.nta.go.jp/>】に「譲渡所得の内訳書（土地・建物用）作成コーナー」を掲載していますので、こちらも一度お試しください。

お問い合わせ 旭川東税務署（個人課税第一部門） ☎23-6294（直通）
東川町税務住民課税務係 ☎82-2111（内線150・151）